

学校法人横須賀学院 寄附行為

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人横須賀学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横須賀市稲岡町 82 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教主義に基づく学校教育を行い、人格、実力ともに秀でた人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 横須賀学院高等学校 全日制課程 普通科
- (2) 横須賀学院中学校
- (3) 横須賀学院小学校

第3章 役員及び評議員の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名

2 この法人に、評議員 10 名以上 12 名以内を置く。

3 第1項第 1 号の理事及び第2項の評議員の過半数は、福音主義に基づくキリスト教徒でなければならない。

(理事の選任)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理

理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

- 4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 6 理事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 院長・校長のうちから理事会において選任した者 3 名
 - (2) 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内
- 7 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(評議員の選任)

第8条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 3 名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 2 名
 - (3) 学識経験者のうちから選任した者 5 名以上 7 名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(役員及び評議員の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。

- 2 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

- 3 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第3項及び第6項、第 46 条第2項及び第3項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員及び評議員の任期)

第 10 条 役員及び評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、評議員も同様とする。

- 2 役員は再任されることができる。評議員も同様とする。

(役員及び評議員の解任及び退任)

第 11 条 役員及び評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事においては理事会の決議によって、監事及び評議員においては評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 役員及び評議員としてふさわしくない非行があったとき

- 2 役員及び評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 役員が第5条第 1 項に定める定数を下回ることとなった時、評議員が第5条第 2 項に定める定数を下回ることになった時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の役員又は評議員が選任されるまでは、なお役員又は評議員としての権利義務を有する。
- 4 理事の内その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けた時、監事の内その定数の 2 分の 1 を超える者が欠けた時は、1 月以内に補充をしなければならない。

第4章 理事会

(理事会)

第 12 条 理事会は、全ての理事で組織する。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 7 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を確実な方法により書面又は電磁的方法等にて通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。但し、緊急を要す場合には、この限りでない。
- 9 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第 13 条 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。

- 2 前条第 4 項及び第 6 項及び第 25 条第 5 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決 議)

第 14 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第 109 条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) この法人の合併
- (4) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (5) 第 39 条第1項各号に定める書類の承認
- (6) 基本財産の処分
- (7) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(8) 残余財産の帰属者の決定

- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第 15 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 16 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会)

- 第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 3 評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
 - 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項

- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
- 6 第3項の規定による請求があつた日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、神奈川県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 7 前項の評議員は、その全員の協議により、第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(運 営)

第18条 評議員会に議長を置き、評議員会の互選によって定める。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

- 4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

- 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第6章 役員及び評議員の職務等

(理事の職務)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。ただし、理事長は、福音主義に基づくキリスト教徒でなければならない。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち 5 名以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。
- 4 常務理事をもって私立学校法第 37 条第4項の業務執行理事とする。

(理事長の職務)

第 22 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事長及び常務理事(業務執行理事)は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(常務理事の職務)

第 23 条 常務理事(業務執行理事)は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(理事長職務の代理等)

第 24 条 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事(業務執行理事)がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、私立学校法第 52 条各号に掲げる職務を行う。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、この法人の業務、若しくは財産、又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為、又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずる恐れがあると認める時は、これを理事会及び評議員会並びに神奈川県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものである時は、理事選任機関を含む)に報告しなければならない。
- 4 前項の報告をするために、必要がある時は、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができる。

- 5 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。
- 6 前項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 17 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により、通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第 26 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがある時は、当該理事に対し、当該行為をやめるよう請求することができる。

（評議員会の職務）

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をする時は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、法令及びこの寄附行為で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更

- (2) 私立学校法第 109 条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第 28 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 26 条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずる恐れがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決された時、又は当該訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起、その他の手続が行われない時は、評議員は当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 29 条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 30 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資 産)

第 31 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 33 条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 34 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 36 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 37 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとする時も、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 38 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、毎会計年度終了後 3 月以内に、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 40 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書及び役員及び評議員に対する報酬等の基準を記載した書類(以下、この項において「財産目録等」という。)及び役員等名簿を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て事務所に備え置かなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類をこの法人が設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。但し、役員等名簿については個人の住所に係る掲載の部分を除外して閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護法に抵触するおそれ、又は法人あるいは個人が不利益を被るおそれがある等、正当な理由がある場合は、法人はその開覧を拒み、または財産目録等について開覧対象を大科目のみに限定することができる。

(役員等の報酬)

第 41 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 9 章 解散及び合併

(解 散)

第 44 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 神奈川県知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 45 条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体又は国に帰属する。

(合 併)

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

第 10 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 47 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第 23 条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、神奈川県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、神奈川県知事に届け出なければならない。

第 11 章 補則

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 49 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 26 年 3 月 6 日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	小崎 道雄
理 事	日野原 善輔
理 事	松尾 造酒蔵
理 事	武部 啓
理 事	白山 源三郎
理 事	安井 正男
理 事	ローランド・レイ・ハーカー
理 事	リチャード・ヘンリー・ドラモンド
監 事	藤川 卓郎
監 事	西 熊治

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 34 年 5 月 9 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 37 年 3 月 31 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 46 年 9 月 1 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 55 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(昭和 59 年 3 月 31 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成 7 年 8 月 8 日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成11年6月15日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成12年5月25日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成13年5月30日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成14年10月24日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成17年4月14日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(平成26年12月2日)から施行する。

附 則

- 1 令和2年2月20日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、(令和2年4月1日)から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事が認可した日(令和4年1月12日)から施行する。

附 則

- 1 令和7年3月4日に神奈川県知事が認可したこの寄附行為は、令和7年(2025 年)4月1日から施行する。
- 2 神奈川県知事の認可の日(令和7年3月4日)に現に在任する役員又は評議員であつて、令和7年(2025 年)度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年(2025 年)度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。また、令和7年(2025 年)度の定時評議員会の終結の時以降に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年(2025 年)度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。
3. この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。